

知財教育タスクフォースにおける論点

平成28年2月18日
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

1. これまでの検証・評価・企画委員会及び有識者ヒアリング等における主な意見

(総論)

- ・ 法的観点ではなく、まず、物作りの観点からどう保護されるのかという話から入るべき。
- ・ 小学校においては、創造する楽しさという観点からのアクセスが良いのではないか。
- ・ まず伸ばしたいのは創造性。知的財産の保護についても一緒に教えると、子どもは混乱してしまう。
- ・ 中高生位からの教育として検討頂きたいのは、イノベーションを生む科学に関する点と、知的財産権を使ってニュービジネスモデルを展開する点。
- ・ 知的財産の意義を理解してもらうのに、制度から入るのはやはり問題がある。まずは起業家教育等をやってみる中で、知的財産の理解が深まるという形にした方がいい。
- ・ 発明を生むことは、日本社会は伝統的に強く、この点をさらに強化する教育が大事。一方で、生まれた発明をどのように事業につなげていくのかという点は弱い。それを学生の頃から考えてもらうことが重要。
- ・ 数理探究という新たなプログラムが開設されると聞いたが、知的財産の観点も一緒に教育を考えてもらいたい。

(教材等の在り方)

- ・ 中学1年生に勉強会を実施したことがあるが、法律を教えても駄目。例えばベネツィアで最初の特許法ができた等、歴史から入ると理解し易いらしく、興味を持つ。
- ・ 東京書籍の「新編 新しい技術・家庭 技術分野」では、生物育成のところで種苗法の例があったり、携帯電話を例として特許権等の知的財産が紹介されていたりする。
- ・ 高校の「科学と人間生活」のテキストに登場する科学技術に関連して取得された特許が、どのように実施されているのか等について、副読本とするのも一案では。
- ・ 商業高校の「経済活動と法」のテキストには、民法の条文や契約の話をはじめとして、知的財産の話も含まれている。それを大学の一般教養のテキストに流用できないか。
- ・ 山口大学の取組については、オープンソース的な形で教材化することが望ましい。各大学において改良し、それをシェアしていく形が今後も発展させていく上で望ましい。
- ・ 韓国の教科書を見てみると、発想法等を小学校で学んだり、特許権の取得を中学校で学んだりしている。

(モデル校での実践)

- ・ 東海大学では付属校の教員を含めた“知的財産に関する一貫教育委員会”を立ち上げ、その成果物として、「知的財産教育の考え方」というマニュアルをまとめた。幼少期向けには創造の成果を社会に活かすための、アントレプレナーシップ的な要素を交えた。
- ・ 山口大学のモデルケースが、他の大学にも広がるようにしていただきたい。
- ・ 山口大学の授業のエッセンスだけでも各大学は知るべきであり、小中高の授業にも入っているべき。
- ・ 山口大学で1年間研修して元の場所へ戻るといふ、本当の意味でのセンターとして機能できれば、普及は早い。
- ・ 大学だけでなく、小中高についても、知財教育の優れた取り組みをモデル化して例示的に入れ込んではどうか。

(教員等の学びの支援)

- ・ 教える側も知財教育を受けてはいないので、いきなり教えろというのは難しい。
- ・ 教員研修をしないと良いコンテンツを作っても活用されない。教員研修用のプログラムをどうするのが一番の課題。
- ・ 現在、多くの大学は知財科目が必修でなく、教員は知的財産を知らない。
- ・ 知財教育は大学の一般教養で取り扱われるべき。学生と教員と、両者に知財教育を施すことができるのがメリット。
- ・ 各都道府県の教員研修センター等で教員の研修をする方法はある。
- ・ 教育学部の免許講習の中に知的財産講習を入れるのは良い方法。
- ・ 工業高校や高専の教員には知識が豊富な者がおり、その知識を上手く使う方法もある。
- ・ 教師は、著作権、肖像権、パブリシティ権の違いも分からない。物権的権利の有無、表現の過激さの程度、といったメルクマールしか持ち合わせていない。
- ・ 教師には、著作権検定の初級くらいは取得して欲しい。
- ・ 韓国特許庁は、教員向けの知財研修を提供している。

(外部リソースの活用)

- ・ いかに科学が楽しいものかについて、教える側が重要。知的財産ではなく、現場で長年研究開発をしてきた企業OBが活躍できるのではないか。
- ・ 数理探究を教える側の教員に、それだけのノウハウがあるのか不安。企業OBを活用する方法はあり得る。
- ・ 日本弁理士会は、「発明工作授業」等、子供達が楽しく知的財産を学べる出張授業を、平成26年度は、計93回開講した。教材は複数あり、学校側と相談をしてどれを使用するか決める。
- ・ 日本弁理士会は、高校教員が使用できるeラーニング教材を作成し、HPから自由にダウンロードできるようにして、パンフレットを全国約5,200の高校に送付した。今般弁理士会が標榜する、教員のための教育の一環の活動である。
- ・ ACCS（一社コンピューターソフトウェア著作権協会）は、クリエイティブな行為が人間回帰であって、地域創成につながる、ということを前面に出して授業をやっていきたい。小中向けの実績もある。
- ・ 知的財産管理技能検定の3級程度であれば高校生でもチャレンジできるので、活用して欲しい。

2. 検討すべき主な論点

(第1回、第2回TFで扱う論点)

◆知的財産に関する教育を社会全体で推進するための方策

(教材等の在り方)

- 知財教育を積極的に推進し、かつ、学校・教員側からの理解が得られやすい教材等とはどのようなものか。そのような教材を誰がどのように作成し、普及を図るべきか。

(例)

- ① 新たな知的創造等につながる創造性を育成するような教材
- ② 教育段階に応じた、知的財産の意義や知的財産を活用したビジネスに対する理解のための教材

(参考)

- ① 東京書籍発刊の「新編 新しい技術・家庭 技術分野」(平成28年4月採択)
- ② 日本弁理士会の電子紙芝居、発明工作授業
- ③ 特許庁企画の「産業財産権標準テキスト」
- ④ 特許庁選定の「十大発明家」の紹介
- ⑤ 日本弁理士会発刊の「ヒット商品はこうして生まれた！」
- ⑥ 日本弁理士会発行の「はっぴょん通信」(学校向けのかべ新聞)

(展開の方法)

- 作成した教材等の実践による知財教育、あるいは現場で既に実践されている知財教育のモデルを拠点(モデル校)として水平展開する方法について、どのように考えるか。また、それ以外の展開の方法が考えられるか。

(例)

- ① 杉並区立杉並第四小学校の事例「杉四カンパニー」(起業家教育)
- ② 指宿私立指宿商業高等学校におけるキャラクター「そらまMEN」の考案、活用
- ③ 知財教育の「山口大学モデル」
- ④ 東海大学の“知的財産に関する一貫教育委員会”がまとめたマニュアル「知的財産教育の考え方」

(教員等への支援)

- 知財教育の展開を担う現職教員・教員志望者に対する支援として、どのようなものが考えられるか。その支援のためにはどのような施策が必要か。

(例)

- ① 作成した教材を利用した教員研修の実施
- ② 各種民間検定(知的財産管理技能検定、著作権検定)の受験の推奨
- ③ 知財関係団体と大学とが連携しての教員免許状更新講習の実施

(外部リソースの活用)

○外部リソースを活用した知財教育推進をどのように考えるか。具体的にはどのような外部リソース、および活用態様が考えられるか。それを推進するためにどのような施策が必要か。

(例)

- ①「土曜学習応援団」への企業・団体のさらなる参画
- ②日本弁理士会の「知的財産特別授業」(出前授業)
- ③ACC Sの講師派遣
- ④企業、地方自治体等を主催者とする「少年少女発明クラブ」の増設

以 上